

長 政 号 外
平成 3 0 年 3 月 2 8 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
（仙台市所在事業所除く）
指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設
（仙台市所在施設除く）

} 管理者 殿

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設における
生活相談員の資格要件について（通知）

本県の介護保険行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く
御礼申しあげます。

さて、このことについては、法令及び通知等により資格要件が定められてい
るところですが、指定（介護予防）短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施
設の生活相談員においては「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号と同等以上の能力
を有すると認められる者」の規定による配置を定めていなかったところです。

つきましては、「同等以上の能力を有すると認められる者」について、本県
では別紙のとおり整理し、平成 3 0 年 4 月 1 日より別紙規定により判断します
ので、今後とも生活相談員の適切な配置について御配慮願います。

(別紙)

介護保険法の指定（介護予防）短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設における「生活相談員」の資格要件として規定される「社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者。」については、平成30年4月1日より、以下のとおりとする。

① 介護支援専門員

② 介護福祉士の資格を有する者であり、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設において、通算して3年以上相談援助、看護、介護等の業務に従事した経験のあるもの。

● 「3年以上」とは、従事期間が1,095日以上かつ従事日数が540日以上であること。

- ・ 従事日数…従業期間内において対象の業務に従事した日数（年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に対象業務に従事しなかった日数を除く）

● 従事内容

- ・ 相談援助業務…福祉に関する相談援助の業務。
- ・ 看護業務…看護師及び准看護師による看護業務。
- ・ 介護等の業務…身体又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと。

(参考)

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の規定により設置される保健所

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター

六 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設及び更生施設

七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所

八 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設

九 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所

十 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子・父子福祉センター

十二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター

十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設

十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設